別表第十三その六（第八十六条の七関係）（平21防省令13・追加、平30防省令２・令元防省令４・一部改正）

文書番号

発簡年月日

（都道府県知事）　殿

（防衛大臣）
（陸上総隊司令官等）　印

# 処　分　要　請　書
（立木等の移転・処分）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第３項／第103条の２第２項の規定に基づき、第103条第１項本文／第103条の２第１項の規定の例により、次のとおり処分を要請する。

| | |
|---|---|
| 立木等の種類・数量 | |
| 所在する場所 | |
| 移転・処分の内容 | |
| 移転・処分する理由 | |
| 連絡先 | |
| 備考 | |

備考：用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

注意事項

1　「立木等の種類・数量」の欄には、「種類」については、立木等が特定できるような事項を、「数量」については、移転又は処分する個数、重量等を記載する。（例えば、具体的な立木、土地に定着する物件（採取期の果実、土地に定着した機械・設備等（家屋を除く。））の種類と個数、重量等）

2　「所在する場所」の欄には、その位置が特定できるような事項を記載する。

なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内若しくは同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内又は同法第77条の2に規定する展開予定地域内に限る。

3　「移転・処分の内容」の欄には、具体的な移転又は処分の内容を記載する。（例えば、「　　（移転先を記入）へ移転」（移転の場合）、「伐採」（処分の場合））

4　「移転・処分する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、移転・処分する目的、必要性等について記載する。

5　「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

注：1　立木等とは、立木、民法（明治29年法律第89号）第242条ただし書によつて独立の所有権の客体と認められたもの、第三者が所有権を取得した採取期の果実、土地に定着した機械・設備等、土地とは独立の物件と認められるものを指す。

なお、民法第242条本文の適用を受けた土地の従物、雑木、排水溝、石垣等土地の構成部分と考えられるものは、「土地の使用」（別表第13その2）の対象とする。

2　自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する立木等の移転・処分が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。